第97期 定時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知

開催日時　平成29年６月22日（木曜日）
午前10時

開催場所　岩手県盛岡市内丸３番１号
当行本店　４階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

目次

第97期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知…… 1
（添付書類）
事業報告…… 3
計算書類…… 25
連結計算書類…… 28
監査報告書…… 31

（定時株主総会参考書類）
第１号議案　剰余金処分の件…… 35
第２号議案　株式併合の件…… 36
第３号議案　定款一部変更の件（その１） 37
第４号議案　定款一部変更の件（その２） 39
第５号議案　監査役２名選任の件…… 40
（普通株主様による種類株主総会参考書類）
第１号議案　株式併合の件…… 41
第２号議案　定款一部変更の件…… 41
株式併合及び単元株式数変更に関するQ&A 42

東北銀行

THE TOHOKU BANK, LTD.

証券コード：8349

証券コード　8349
平成29年６月１日

株 主 各 位

岩手県盛岡市内丸３番１号
株式会社　東北銀行
取締役頭取　村上　尚登

第97期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当行第97期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本定時株主総会には、第２号議案として「株式併合の件」を、第３号議案として「定款一部変更の件（その１）」をそれぞれ議案として上程いたしますが、これらの議案につきましては、会社法第322条第１項に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月21日（水曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成29年６月22日（木曜日）午前10時

２．場　　所　　岩手県盛岡市内丸３番１号　当行本店　４階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．株主総会の目的事項
（定時株主総会）
報 告 事 項　１．第97期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、計算書類報告の件
２．第97期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　株式併合の件
第３号議案　定款一部変更の件（その１）
第４号議案　定款一部変更の件（その２）
第５号議案　監査役２名選任の件

（普通株主様による種類株主総会）

決 議 事 項
第１号議案　株式併合の件
第２号議案　定款一部変更の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」および「連結計算書類の連結注記表」につきましては、法令及び定款第１６条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.tohoku-bank.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.tohoku-bank.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

第97期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

⑴　事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行の本店ほか支店54出張所２において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託業務などのほか、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売などの附帯業務等を行い、岩手県内を中心に営業を展開しております。

金融経済環境

当期のわが国経済は、緩やかな回復基調が続きました。雇用情勢は有効求人倍率の着実な上昇や雇用者所得の緩やかな増加により着実な改善を続けており、その影響から個人消費も底堅く推移しております。また、設備投資は企業収益が高水準で推移し、業況感も幾分改善するなかで、緩やかな増加基調にあります。

金融情勢に目を移しますと、日本銀行は平成28年９月に、２％の「物価安定の目標」の実現を目指し、政策委員会・金融政策決定会合において、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入を決定しております。

株式市場については、16,000円台でスタートした日経平均株価は、米欧の株価や為替相場の動向から大きく上昇し平成29年３月末の終値は18,909円となりました。

岩手県内経済情勢

岩手県内の経済は、個人消費は底堅く推移しております。設備投資は翌年度への繰り越し案件がみられたこと等から、全産業では前年を下回っており、公共投資と住宅投資は高水準で推移しております。雇用・所得環境をみると、労働需給は改善しており、消費者物価指数は前年を上回っております。総じて、県内経済は緩やかな回復基調を続けております。

事業の経過及び成果

当行は、地域社会への安定的資金供給を使命として設立された銀行であり、「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」ことを経営理念として、地域経済の中核を担う中小企業等の皆さまを中心に営業活動を展開しております。

平成28年４月より「“地域力の向上”～地域の中小事業者の企業価値向上をお手伝いします～」をテーマに中期経営計画をスタートしており、地域金融機関に求められている「地域密着型金融」においては、中期経営計画と目指すべき方向性が同じであり、中期経営計画を着実に実行することで、地域密着型金融を更に深化させてまいります。

中期経営計画では、『事業性評価に基づく金融支援・本業支援』、『「復興」から「成長」へ向けた支援』、『地域産業・企業の活性化支援』を基本戦略とし、お取引先の販路、仕入先紹介支援、異業種を結びつけるビジネスマッチング等の本業支援について年間600件以上の計画を策定し、当期実績は1,342件（うちアグリビジネス関連365件）となりました。具体的な本業支援の取り組み事例としては、メガソーラー（大規模太陽光発電）事業に対しシンジケートローンを活用した融資を実施しております。本プロジェクトは、住田町が総合戦略・総合計画で掲げる「自然エネルギーの有効活用による化石燃料使用量の削減」に沿った取り組みであり、また住田町、大船渡市及び陸前高田市の３市町が東日本大震災によって被災した都市を環境未来都市として復興することを目指す気仙広域環境未来都市計画に沿った取り組みの支援事例であります。

「地方創生に係る連携に関する協定」の実績として、遠野市が進める「第三セクターの経営体強化の取組」事業について協働で取り組むため中小企業診断士の資格を有する行員を遠野市に派遣しております。平成28年４月に遠野市と共同で開発した「チャレンジする六次産業応援資金」の取扱を開始し、六次産業化に取り組む事業者を積極的に支援しております。また、新たに滝沢市、大船渡市、二戸市及び宮古市と「地方創生に係る連携に関する協定」を締結しております。地方公共団体との連携を図りながら、地域の課題やニーズに対して金融機関としての情報・ノウハウを提供し、ネットワークを活用するなど、さらなる“地域力の向上”に努めてまいります。

社会・環境問題への取り組みとして、県内金融機関では初めて、岩手県の「企業の森づくり」制度を利用し、「とうぎんの森」づくりを実施しております。平成21年から平成25年までは紫波町城山公園にて活動を行い、平成26年からは紫波町紫波フルーツパーク内の森林にて「とうぎんの森」づくりを行っております。当年度も地元自治体やＮＰＯ法人の指導・協力を得ながら当行役職員や家族で、倒木搬出やツツジの植栽等の森林整備活動を行っております。美しい健全な森林を次世代に引き継いでいくことに貢献し、地域の皆さまがより親しみやすい森となるように作業に励んでおります。また、平成28年10月に開催された「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」を盛り上げるため、県内16の市・町に大会協賛品を贈呈いたしました。今後とも「地方創生の推進に向けた活動」並びに「スポーツ振興寄与」に取り組んでまいります。

当行の業績

預金等（譲渡性預金を含む）は、個人預金が前期比100億47百万円及び法人預金が同82億66百万円増加するなど、全体で同167億67百万円増加し7,950億22百万円となりました。

公共債、投資信託及び保険商品を対象とした預り資産残高合計は同25百万円増加し821億96百万円となりました。

貸出金は、中小企業等向け貸出が増加したことなどから、前期比74億25百万円増加し5,242億18百万円となりました。

有価証券は、前期比114億98百万円減少し2,694億17百万円となりました。

収益状況は、経常収益が資金運用収益や役務取引等収益の減少などから前期比２億59百万円減収の138億71百万円となりました。経常利益は、国債等関係損益の減少を主な要因として同４億51百万円減益の21億41百万円となりました。

当期純利益は、税金費用の減少などにより、同82百万円増益の18億65百万円となりました。

なお、連結ベースの収益状況は、経常収益は155億50百万円、経常利益は23億58百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は16億97百万円となりました。

自己資本比率（速報値）は、国内基準（４％）を採用しております。自己資本の額は利益剰余金の積上げなどで増加しておりますが、中小企業等向け貸出の増加等に伴うリスク・アセットの増加から、前期比0.30ポイント低下し8.96％となりました。また、連結自己資本比率は同0.45ポイント低下し9.50％となりました。

店舗及び店舗外現金自動設備は、店舗については、平成28年11月に「花巻支店」を新築移転し、「北花巻支店」を花巻支店内へ支店内支店として移転いたしました。新店舗は環境にやさしいＬＥＤ照明を利用しており、点字ブロックの設置、バリアフリー、多目的トイレなど皆さまに快適に安心してご利用いただくための設備の充実に努めております。店舗外現金自動設備については、「オガール出張所」（紫波郡紫波町）に新たに設置するなど稼働実態の把握による効率的な再配置の実施により、当期末における店舗外現金自動設備は98か所となっております。コンビニＡＴＭ提携については、セブン銀行ＡＴＭに加え、ローソン店舗等に設置されたローソンＡＴＭとファミリーマート等に設置されたイーネットＡＴＭで当行キャッシュカードがご利用いただけます。また、コンビニＡＴＭでの当行キャッシュカードのお取引は24時間ご利用可能となっており、より一層のお客さまの利便性向上を図っております。

当行グループ経営のより一層の効率化及び営業体制等の強化を図るため、子会社の吸収合併並びに子法人等株式の追加取得により当行グループ内の持分比率を100％に引き上げました。

・子会社の吸収合併

平成28年４月１日を合併期日として「東北ビジネスサービス株式会社」を吸収合併し、同社は解散いたしました。

・子法人等株式の追加取得

「株式会社東北ジェーシービーカード」、「とうぎん総合リース株式会社」及び「東北銀ソフトウェアサービス株式会社」について、非支配株主及び子法人等が保有する株式を平成29年３月に当行で追加取得し、当行グループ内の持分比率を100％に引き上げました。

当行が対処すべき課題

当行は、平成28年４月より３年間を計画期間とする「“地域力の向上”～地域の中小事業者の企業価値向上をお手伝いします～」をテーマに中期経営計画をスタートし２年目となります。

初年度の実績としては、金融支援面から見ると中小企業等向け貸出残高が前期比188億63百万円増加するなど、地域の活性化への取り組みによる一定の成果を認識する一方で、被災地域の事業者においては地域間や業種間において様々な格差が見受けられる現状もいまだ継続しております。金融機関には融資による金融支援に限らず様々な視点から地域全体や地域の事業者を支援することが求められております。地域の事業者のそれぞれのビジネスステージにおける課題解決へ向けてソリューション営業を通じ、個々の事業者の本業支援についての取り組みを継続してまいります。

当行では中小事業者への積極的な支援を行い農林水産業を基軸とした地域産業・企業の活力向上を目指し次の３つの基本戦略を掲げ“地域力の向上”を図っておりますが、初年度における成果と反省を踏まえ取り組みを強化してまいります。

１．事業性評価に基づく金融支援・本業支援

事業性評価によりお客様の事業を正しく理解し、役に立つ本業支援、金融支援により、お客様の売上・利益の向上に取り組みます。

２．「復興」から「成長」へ向けた支援

復興から次のステージへ向けて、新たな課題に直面している地域や中小事業者の皆様をしっかりと応援します。

３．地域産業・企業の活性化支援

地域の特性である農林水産業を起点として、地域産業の創出、成長へ向けた支援に取り組み、新たな資金需要を創っていきます。

また、当行の経営基盤をより強固なものにしていくために「店別営業戦略の確立」、「収益構造の多様化」、「人材力の最大発揮」、「経営効率化の推進」へも引き続き取り組んでまいります。

さらに、「金融仲介機能のベンチマーク」を積極的に活用することで、金融仲介機能の質の向上に努めてまいります。

当行における資本政策の基本的方針につきましては、銀行業務の多様性や複雑性によって直面するリスクに対し、そのリスクに見合った十分な自己資本を確保し健全性を高める必要があると捉え、自己資本の向上に努めてまいりました。平成29年３月末の銀行単体の自己資本比率は8.96％であり、地域の復興に向けた資金需要に十分対応できると捉えております。今後の資本政策につきましても、収益力の強化による内部留保の積み上げにより、自己資本比率の維持・向上を図ってまいります。

⑵ 財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預金	7,303	7,715	7,732	7,905
定期性預金	3,715	3,980	3,876	3,838
その他	3,588	3,735	3,856	4,067
社債	12	－	－	－
貸出金	5,192	5,303	5,167	5,242
個人向け	1,063	1,062	1,041	1,057
中小企業向け	2,685	2,683	2,627	2,799
その他	1,443	1,557	1,499	1,384
商品有価証券	0	0	－	－
有価証券	2,326	2,542	2,809	2,694
国債	809	773	688	425
その他	1,516	1,768	2,120	2,268
総資産	8,018	8,430	8,378	8,513
内国為替取扱高	28,523	30,434	31,420	31,059
外国為替取扱高	百万ドル 35	百万ドル 23	百万ドル 19	百万ドル 12
経常利益	百万円 1,462	百万円 2,131	百万円 2,592	百万円 2,141
当期純利益	百万円 875	百万円 1,368	百万円 1,783	百万円 1,865
1株当たり当期純利益	円 銭 9 02	円 銭 14 28	円 銭 18 66	円 銭 19 56

（注）1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たり当期純利益は、普通株式に係る当期純利益を普通株式の期中平均発行済株式総数で除して算出しております。なお、普通株式に係る期中平均発行済株式総数については、自己株式を除いております。

（ご参考）　連結業績の推移

（単位：億円）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益	百万円 15,899	百万円 15,301	百万円 15,837	百万円 15,550
経常利益	百万円 1,704	百万円 2,244	百万円 2,813	百万円 2,358
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 990	百万円 1,347	百万円 1,908	百万円 1,697
包括利益	百万円 1,593	百万円 3,423	百万円 2,516	百万円 △914
純資産額	350	379	399	380
総資産	8,047	8,458	8,410	8,538

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

⑶ 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	637 人	629 人
平均年齢	39 年 11 月	39 年 8 月
平均勤続年数	16 年 0 月	16 年 6 月
平均給与月額	316 千円	324 千円

（注）１．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
２．使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
３．平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

⑷ 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
岩手県	48	(2)	48	(2)
青森県	2	(－)	2	(－)
秋田県	1	(－)	1	(－)
宮城県	5	(－)	5	(－)
東京都	1	(－)	1	(－)
合計	57	(2)	57	(2)

（注）上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を98か所（前年度末98か所）設置しております。

ロ　当年度新設営業所

当年度において、新設営業所はありません。

（注）当年度において店舗外現金自動設備を以下の１か所新設し、１か所廃止いたしました。

○新設
オガール出張所（紫波郡紫波町）
○廃止
紫波町役場　　（紫波郡紫波町）

ハ　銀行代理業者の一覧

該当事項なし

ニ　銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項なし

⑸ 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	438

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内容	金額
（新設・拡充・改修）	
花巻支店の新築移転	301
（処分・除却）	
旧北花巻支店の店舗の除却等	

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

⑹ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項なし

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
株式会社東北ジェーシービーカード	岩手県盛岡市菜園一丁目３番６号	クレジットカード業務 信用保証業務	昭和58年５月17日	20	100.00	－
東北保証サービス株式会社	岩手県盛岡市茶畑二丁目25番46号	信用保証業務	昭和59年10月25日	30	100.00	－
とうぎん総合リース株式会社	岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目４番22号	リース業務	昭和61年10月22日	20	100.00	－
東北銀ソフトウェアサービス株式会社	岩手県盛岡市茶畑二丁目25番46号	ソフトウェアの開発並びに販売業務	昭和62年８月20日	30	100.00	－

（注）１．上記の４社はすべて連結対象としております。
２．東北ビジネスサービス株式会社は、平成28年４月１日付で当行に吸収合併いたしました。
３．株式会社東北ジェーシービーカード、とうぎん総合リース株式会社及び東北銀ソフトウェアサービス株式会社は、平成29年３月29日付で当行100％出資子会社といたしました。
４．上記の４社を含めた当期の業績の成果は、「１．当行の現況に関する事項」中「⑵ 財産及び損益の状況」の「（ご参考）連結業績の推移」に記載しております。

重要な業務提携の概況

1．地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。

2．地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

3．地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

4．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び入金サービスを行っております。

5．株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。

6．株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しサービスを行っております。

⑺ 事業譲渡等の状況

事業譲渡等の日付	事　業　譲　渡　等　の　状　況
平成28年４月１日	当行は、当行100％出資子会社である東北ビジネスサービス株式会社を吸収合併いたしました。
平成29年３月29日	当行は、株式会社東北ジェーシービーカード、とうぎん総合リース株式会社及び東北銀ソフトウェアサービス株式会社の非支配株主及び子法人等が保有する株式を追加取得し当行100％出資子会社といたしました。

⑻ その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項なし

2．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

⑴　会社役員の状況

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当		重要な兼職	その他
浅沼　新	取締役会長		－	－
村上尚登	取締役頭取 （代表取締役）		－	－
宮田俊平	常務取締役	融資部、市場金融部担当	－	－
國分正人	常務取締役	人事部、リスクコンプライアンス統括部、秘書室担当	－	－
横澤英信	常務取締役	事務統括部担当	－	－
高橋淳悦	常務取締役 経営企画部長	経営企画部、総務部担当	－	－
佐藤健志	常務取締役 地域応援部長	地域応援部、東京事務所担当	－	－
村井三郎	取締役 （社外取締役）		村井三郎法律事務所　弁護士 岩手弁護士会　理事 岩手県人権擁護委員連合会、 盛岡市公正職務審査会　各会長	－
澤口豊彰	取締役 （社外取締役）		株式会社澤口協同会計事務所、 株式会社サワグチ企画　各代表取締役	－
中野俊彦	常勤監査役		－	－
熊谷祐三	監査役		盛岡ガス株式会社、 盛岡ガス燃料株式会社、 盛岡ガスサービス株式会社、 株式会社アストモスガスセンター岩手　各代表取締役	
南部利文	監査役 （社外監査役）		有限会社オリックスセラミック、 南部恒産株式会社　各代表取締役	－
楢﨑憲二	監査役 （社外監査役）		株式会社テレビ岩手　代表取締役	－

（当事業年度中に退任した役員）

氏　　名	退任時の地位及び担当	退任時の重要な兼職	そ の 他
藤 元 隆 一	常任監査役	－	平成28年６月22日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって辞任

（注）１．取締役村井三郎及び澤口豊彰は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役南部利文及び楢﨑憲二は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．取締役村井三郎、澤口豊彰及び監査役南部利文は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件を満たしていますので、独立役員として同取引所に届け出ております。
また、平成27年11月25日開催の取締役会で「社外役員の独立性に関する基準」を決議しており、同３氏は当該基準を充足する社外役員であります。
４．当行では、取締役会全体としての知識・経験・能力・専門性を備えたバランスの取れた構成を図るとともに、取締役会による実効性の高い経営監督機能を確保するため、上記のとおり独立性のある社外取締役を２名選任しております。

⑵ 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　　分	支給人数	報　酬　等
取締役	12	184
監査役	5	29
計	17	213

（注）１．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
２．上記には、平成28年６月22日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名及び辞任した監査役１名を含んでおります。
３．上記には、平成28年６月22日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって取締役を退任し、新たに監査役に就任した１名を含んでおります。支給人数及び報酬等については、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役にそれぞれ含めております。
４．会社役員に対する株主総会で定められた報酬限度額は以下のとおりであります。
① 取締役（平成20年６月25日開催の第88期定時株主総会決議）
月額20百万円以内であります。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。
② 監査役（平成20年６月25日開催の第88期定時株主総会決議）
月額５百万円以内であります。

5．平成27年11月25日開催の取締役会で決議された「コーポレートガバナンスに関する基本方針」で、取締役等の報酬を以下のとおり定めております。

① 業務執行取締役及び執行役員の報酬は、当行の業績及び企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。

② 取締役会は、指名・報酬委員会による答申に基づき、取締役の報酬等に関する方針を決定する。

③ 取締役の報酬については、指名・報酬委員会の検討及び答申を経て、取締役会が株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内において個人別の報酬の額を定める。

④ 執行役員の報酬については、指名・報酬委員会の検討及び答申を経て、取締役会が個人別の報酬の額を定める。

⑤ 監査役の報酬については、株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲内において、監査役会での協議により、個人別の報酬の額を定める。

⑥ 社外取締役及び監査役の報酬については、その独立性の観点から役位別基本報酬のみとする。

⑶ 責任限定契約

該当事項なし

3．社外役員に関する事項

⑴ 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼　職　そ　の　他　の　状　況
村　井　三　郎	村井三郎法律事務所　弁護士 岩手弁護士会　理事 岩手県人権擁護委員連合会、 盛岡市公正職務審査会　各会長
澤　口　豊　彰	株式会社澤口協同会計事務所、 株式会社サワグチ企画　各代表取締役
南　部　利　文	有限会社オリックスセラミック、 南部恒産株式会社　各代表取締役
楢　﨑　憲　二	株式会社テレビ岩手　代表取締役　　当行との関係　取引先

⑵ 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
村井三郎	1年9か月	当期開催の取締役会12回のうち11回に出席	弁護士としての豊富な経験に基づく専門知識を有し、主にコンプライアンスの観点から活発な発言を行っております。また、筆頭社外取締役及び指名・報酬委員会委員長として、経営陣との意見交換を適時行っております。
澤口豊彰	2年9か月	当期開催の取締役会12回のうち11回に出席	会計事務所経営者としての経験及び税理士としての専門的な観点から、活発な発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として、経営陣との意見交換を適時行っております。
南部利文	5年9か月	当期開催の取締役会12回のうち11回及び監査役会9回のすべてに出席	経営者としての豊富な経験と国内の幅広い交流関係から得た高い見識に基づき、議案・審議について必要な発言を適宜行っております。
楢﨑憲二	3年9か月	当期開催の取締役会12回のうち10回及び監査役会9回のうち7回に出席	長年報道機関に携わった経験及び経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、議案・審議について必要な発言を適宜行っております。

⑶ 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5	11	－

（注）1．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2．上記には、平成28年6月22日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

⑷ 社外役員の意見

3．社外役員に関する事項の⑴から⑶に記載した内容に対して、社外役員の意見はございません。

4．当行の株式に関する事項

⑴ **株式数**

発行可能株式総数（注）		300,000千株
	普通株式	300,000千株
	第一種優先株式	300,000千株

（注）定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

発行済株式の総数		135,099千株
	普通株式	95,099千株
	第一種優先株式	40,000千株

⑵ **当年度末株主数**

普通株式	7,045名
第一種優先株式	1名

⑶ **大株主**

普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,567千株	3.76%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,447	2.58
東北銀行従業員持株会	2,393	2.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,864	1.96
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO（常任代理人）シティバンク銀行株式会社	1,550	1.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	1,414	1.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	1,313	1.38
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,166	1.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1,116	1.17
富国生命保険相互会社	1,106	1.16

（注）1．持株数等、持株比率とも表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、発行済の普通株式の総数から自己株式（361千株）を除いて計算しております。

第一種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	40,000千株	100.00%

5．当行の新株予約権等に関する事項

⑴ 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当事項なし

⑵ 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項なし

6．会計監査人に関する事項

⑴ 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
北光監査法人 業務執行社員 遠藤 明哲 業務執行社員 佐々木 政徳	32	監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（注）１．当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は32百万円であります。
２．当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査等の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑵ 責任限定契約

該当事項なし

⑶ 会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

ロ　会社法第444条第３項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査をしているときは、その事実

該当事項なし

７．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項なし

８．業務の適正を確保する体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は次のとおりであります。

⑴ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ　銀行の社会的責任と公共的使命を基本とした企業倫理の構築を図るため、コンプライアンスマニュアルを制定し、法令等遵守が経営の最重要課題であることを認識しその徹底を図る。

ロ　法令等に違反の疑義が生じた場合は、法令及び就業規則等に基づき適切な措置をとるとともに、必要な対応策を迅速に講ずる。

ハ　コンプライアンス管理体制の充実のため、コンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、その進捗状況を管理・分析する。

ニ　法令等遵守に関する諸問題に対し円滑な対応ができるよう組織体制・規程の整備を図るとともに、法令等遵守に関連する法務情報の収集に努め、適切な対応を行なう。

ホ　反社会的勢力への対応についてコンプライアンスマニュアルに定め、反社会的勢力に毅然として立ち向かい、関係遮断を重視した体制を構築する。

ヘ　監査役は取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを監視・検証し改善勧告を行なう。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を記録し、その取扱いに関する規程に従い、保存及び管理する。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ　業務運営の長期的な安定を確保するため、リスク管理の方針及びリスク管理に係る規程を取締役会において決定する。

ロ　統合リスク管理及び資産・負債の総合管理にかかる事項を組織横断的に管理するため、ＡＬＭ委員会を設置する。

ハ　リスク管理全体を統括する統合的リスク管理の統括部署を設置するとともに、リスクの種類ごとに主管部署を定め管理する。

ニ　大規模災害等、緊急事態が発生した場合における金融システムの機能維持を目的とする業務継続計画（ＢＣＰ）を策定し、緊急事態発生時にも適切に対処する。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ　取締役会は、経営計画を定め、当行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

ロ　取締役会は、執行役員に対し取締役会の決定した業務執行を行わせることができ、業務執行を監督するとともに必要に応じて指揮命令を行う。

ハ　効率的業務執行のため、職務分掌及び責任権限の規程にもとづき職務の分担を定める。

⑸ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ　使用人に対し法令・定款及びその他の規程の遵守を徹底するため、コンプライアンスマニュアルを制定し、意識の醸成に努める。

ロ　コンプライアンスの整備・強化のため、コンプライアンス委員会を設置する。

ハ　コンプライアンス統括部署は年度毎に策定されたコンプライアンス・プログラムを適切に運営する。

⑹　次に掲げる体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

・　子会社管理の規程により、業績、財務状況、その他業務執行に係る重要事項について、子会社が当行に協議・報告する事項を定め、適切に管理する。

ロ　子会社の損失の危険の管理に関する規程のその他の体制

・　子会社においてリスク管理規程等を定めるほか、リスク管理を確保するため、子会社管理の規程により子会社が行う各業務の所管部署を定め、業務運営について管理・指導を行う。

ハ　子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・　子会社が年度毎策定する経営計画を、当行の統括部署にて協議の上、常務会にて決裁を行う。

・　子会社管理の規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行う。

ニ　子会社の取締役等及び使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・　子会社においてもコンプライアンスマニュアル等を策定し、責任者を配置する。

・　当行の監査部署は子会社を監査し損失発生の危険性及び不適切な業務の内容が認められた場合、監査部署を担当する役付取締役及び常勤監査役に報告する。

⑺　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を円滑に遂行するため、監査役は必要に応じ職務遂行を補助する使用人を置くことができる。

⑻　前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

イ　監査役を補助する使用人は他部署の役職員を兼務せず、補助すべき期間中は取締役の指示・命令は受けないものとする。

ロ　監査役を補助する使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定は常勤監査役に事前の同意を得る。また、他部署との役職員を兼務しない場合の人事考課は常勤監査役が行う。

⑼　次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制

イ　当行の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制

・　役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合は当該事実を遅滞なく監査役に報告する。

・　監査役からの監査業務の執行に必要と判断した報告の要請に対しては、取締役、使用人は速やかにその事項について報告する。

・　取締役の職務の執行を監査するため監査役は重要な会議等へ出席する。

ロ　子会社の取締役・監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

・　子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制を整備する。

・　子会社の使用人等は、当行監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。

⑽　監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

⑾　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑿　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ　監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深める。

ロ　監査役は、職責を実効的に遂行する体制を確保するため、監査役会規程において定める権限を行使する。

⑬ 内部統制システムの運用状況の概要

当行は取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」（以下、基本方針という。）を決議しており、制定した基本方針に基づき内部統制システムを構築・運用するとともに、適宜見直しを行い、内部統制の整備を図っております。

当事業年度における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりであります。

イ　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

経営に関わる重要事項の決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督を行う定例の取締役会を12回開催しております。

また、取締役会で定めた基本方針に基づく業務執行や常務会規程に基づく付議案件等について審議するとともに、重要な銀行業務に係る意思決定機関としての機能を担う常務会を63回開催しております。

ロ　リスク管理体制

リスク管理体制については「資産・負債の総合管理」、「統合管理（自己資本管理）」、「流動性リスク管理」の運用方針を取締役会が半年ごとに定めＡＬＭ委員会において管理する体制としております。

ＡＬＭ委員会は定例12回、臨時１回の計13回開催しております。

ＡＬＭ委員会の協議決定事項のうち重要な事項については、取締役会へ付議・報告しております。

ハ　コンプライアンス体制

法令等遵守体制の整備、強化及び事務管理を徹底することを目的としたコンプライアンス委員会は定例４回、臨時２回の計６回開催しております。

コンプライアンスマニュアルの改定、コンプライアンス・プログラムの策定、その他コンプライアンスに関する重要な事項を取締役会へ付議・報告しております。

ニ　当行グループにおける業務の適正の確保

銀行と子会社等との情報共有及び円滑な意思疎通を図るための連絡会議を３回開催しております。

子会社においてリスク管理規程及びコンプライアンスマニュアル等を定めるほか、緊密な協議、報告体制を整え業務運営について適切な管理・指導を行っております。

ホ　監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議をする監査役会を９回開催しております。また、取締役会への出席を通して取締役の業務執行状況について監査を行うとともに、営業店及び本部各部の業務執行状況について営業店長、本部各部長と面談し、内部統制の有効性及び法令等遵守状況等を監査しております。

内部監査の状況、コンプライアンスの状況について監査役と情報交換する監査連絡会を四半期ごとに開催しております。

会計に関する部分については会計監査人から監査の実施状況について報告を受け、意見交換会を実施するなど連携をとっております。これらにより監査役会が内部統制機能を監査するとともに、監査結果に基づき内部統制機能等について取締役に助言することとしております。

９．特定完全子会社に関する事項

該当事項なし

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項なし

11. 会計参与に関する事項

該当事項なし

12. その他

該当事項なし

第97期末（平成29年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	16,410	預金	790,562
現金	14,549	当座預金	15,264
預け金	1,860	普通預金	375,509
コールローン	25,800	貯蓄預金	11,831
有価証券	269,417	通知預金	1,616
国債	42,592	定期預金	364,428
地方債	42,842	定期積金	19,413
社債	69,825	その他の預金	2,499
株式	6,237	譲渡性預金	4,460
その他の証券	107,919	借用金	10,237
貸出金	524,218	借入金	10,237
割引手形	3,439	その他負債	4,496
手形貸付	43,168	未払法人税等	86
証書貸付	447,130	未払費用	193
当座貸越	30,479	前受収益	331
外国為替	228	給付補塡備金	5
外国他店預け	221	資産除去債務	37
取立外国為替	6	その他の負債	3,842
その他資産	3,782	睡眠預金払戻損失引当金	21
前払費用	4	偶発損失引当金	138
未収収益	678	再評価に係る繰延税金負債	831
その他の資産	3,099	支払承諾	5,078
有形固定資産	8,301	負債の部合計	815,826
建物	2,158	（純資産の部）	
土地	5,686	資本金	13,233
建設仮勘定	1	資本剰余金	11,159
その他の有形固定資産	455	資本準備金	11,154
無形固定資産	332	その他資本剰余金	4
ソフトウェア	209	利益剰余金	8,643
その他の無形固定資産	122	利益準備金	581
前払年金費用	169	その他利益剰余金	8,061
繰延税金資産	955	繰越利益剰余金	8,061
支払承諾見返	5,078	自己株式	△69
貸倒引当金	△3,328	株主資本合計	32,966
		その他有価証券評価差額金	885
		土地再評価差額金	1,687
		評価・換算差額等合計	2,573
		純資産の部合計	35,539
資産の部合計	851,365	負債及び純資産の部合計	851,365

第97期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		13,871
資金運用収益	10,447	
貸出金利息	8,067	
有価証券利息配当金	2,384	
コールローン利息	△5	
預け金利息	0	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	1,972	
受入為替手数料	678	
その他の役務収益	1,294	
その他業務収益	779	
外国為替売買益	3	
国債等債券売却益	776	
その他経常収益	672	
貸倒引当金戻入益	74	
償却債権取立益	47	
株式等売却益	296	
その他の経常収益	254	
経常費用		11,730
資金調達費用	260	
預金利息	255	
譲渡性預金利息	1	
債券貸借取引支払利息	1	
借用金利息	3	
役務取引等費用	864	
支払為替手数料	124	
その他の役務費用	739	
その他業務費用	969	
国債等債券売却損	672	
国債等債券償還損	297	
営業経費	9,364	
その他経常費用	271	
貸出金償却	85	
株式等売却損	105	
その他の経常費用	80	
経常利益		2,141

科目	金額	
特別利益		135
固定資産処分益	0	
抱合せ株式消滅差益	135	
特別損失		140
固定資産処分損	30	
減損損失	109	
税引前当期純利益		2,136
法人税、住民税及び事業税	166	
法人税等調整額	104	
法人税等合計		271
当期純利益		1,865

第97期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	13,233	11,154	4	11,159	484	6,726	7,210	△68	31,535
当期変動額									
剰余金の配当					97	△584	△486		△486
当期純利益						1,865	1,865		1,865
自己株式の取得								△1	△1
土地再評価差額金の取崩						54	54		54
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	97	1,335	1,432	△1	1,431
当期末残高	13,233	11,154	4	11,159	581	8,061	8,643	△69	32,966

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,535	1,741	5,277	36,812
当期変動額				
剰余金の配当				△486
当期純利益				1,865
自己株式の取得				△1
土地再評価差額金の取崩				54
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,649	△54	△2,704	△2,704
当期変動額合計	△2,649	△54	△2,704	△1,273
当期末残高	885	1,687	2,573	35,539

第97期末（平成29年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	16,410	預金	787,926
コールローン及び買入手形	25,800	譲渡性預金	4,460
有価証券	268,341	借用金	10,237
貸出金	522,074	その他負債	7,065
外国為替	228	退職給付に係る負債	10
その他資産	9,525	睡眠預金払戻損失引当金	21
有形固定資産	8,411	偶発損失引当金	138
建物	2,191	ポイント引当金	24
土地	5,717	利息返還損失引当金	18
建設仮勘定	1	再評価に係る繰延税金負債	831
その他の有形固定資産	500	支払承諾	5,078
無形固定資産	355	負債の部合計	815,813
ソフトウェア	232	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	122	資本金	13,233
退職給付に係る資産	363	資本剰余金	12,003
繰延税金資産	932	利益剰余金	10,143
支払承諾見返	5,078	自己株式	△69
貸倒引当金	△3,689	株主資本合計	35,309
		その他有価証券評価差額金	886
		土地再評価差額金	1,687
		退職給付に係る調整累計額	135
		その他の包括利益累計額合計	2,708
		純資産の部合計	38,018
資産の部合計	853,831	負債及び純資産の部合計	853,831

第97期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		15,550
資金運用収益	10,466	
貸出金利息	8,086	
有価証券利息配当金	2,384	
コールローン利息及び買入手形利息	△5	
預け金利息	0	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	2,381	
その他業務収益	2,031	
その他経常収益	670	
貸倒引当金戻入益	72	
償却債権取立益	48	
その他の経常収益	549	
経常費用		13,192
資金調達費用	260	
預金利息	255	
譲渡性預金利息	1	
債券貸借取引支払利息	1	
借用金利息	3	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	877	
その他業務費用	1,925	
営業経費	9,844	
その他経常費用	284	
その他の経常費用	284	
経常利益		2,358

科目	金額	
特別利益		0
固定資産処分益	0	
特別損失		140
固定資産処分損	30	
減損損失	109	
税金等調整前当期純利益		2,217
法人税、住民税及び事業税	302	
法人税等調整額	119	
法人税等合計		422
当期純利益		1,795
非支配株主に帰属する当期純利益		97
親会社株主に帰属する当期純利益		1,697

第97期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,233	11,159	8,877	△68	33,202
当期変動額					
剰余金の配当			△486		△486
親会社株主に帰属する当期純利益			1,697		1,697
自己株式の取得				△1	△1
土地再評価差額金の取崩			54		54
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		843			843
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	843	1,265	△1	2,107
当期末残高	13,233	12,003	10,143	△69	35,309

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,536	1,741	195	5,473	1,290	39,966
当期変動額						
剰余金の配当						△486
親会社株主に帰属する当期純利益						1,697
自己株式の取得						△1
土地再評価差額金の取崩						54
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						843
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,649	△54	△60	△2,764	△1,290	△4,055
当期変動額合計	△2,649	△54	△60	△2,764	△1,290	△1,948
当期末残高	886	1,687	135	2,708	－	38,018

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月２日

株式会社　東　北　銀　行

取締役会　御中

北　光　監　査　法　人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　遠　藤　明　哲㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　佐々木　政　徳㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社東北銀行の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月２日

株式会社　東　北　銀　行

取締役会　御中

北　光　監　査　法　人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　遠　藤　明　哲㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　佐々木　政　徳㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社東北銀行の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東北銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、新中期経営計画の進捗状況等を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人北光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月10日

株式会社東北銀行監査役会

常勤監査役　中野俊彦㊞

監査役　熊谷祐三㊞

社外監査役　南部利文㊞

社外監査役　楢﨑憲二㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額

(1) 普通株式

第97期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、当行普通株式１株につき金２円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当金総額は236,844,790円となります。

(2) 第一種優先株式

定款の定めに従いまして、当行第一種優先株式１株につき金０円14銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当金総額は5,600,000円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月23日といたしたいと存じます。

第２号議案　株式併合の件

１．株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、第３号議案「定款一部変更の件（その１）」において、当行の普通株式の売買単位（単元株式数）を1,000株から100株に変更することをご提案させて頂いておりますが、これに伴い、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（５万円以上50万円未満）を維持することを目的として、普通株式について10株を１株に併合いたしたいと存じます。また、あわせて、第一種優先株式についても、その権利に変動が生じないようにするため、第３号議案「定款一部変更の件（その１）」において、普通株式と同様に単元株式数を1,000株から100株に変更することをご提案させて頂いておりますが、これに伴い、10株を１株に併合する株式併合（以下普通株式及び第一種優先株式の株式併合をあわせて「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

２．株式併合の内容

(1)併合する株式の種類

普通株式及び第一種優先株式

(2)併合の割合

普通株式及び第一種優先株式のいずれについても、10株につき１株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、本株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

(3)株式併合の効力発生日

平成29年10月１日

(4)株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

3,000万株

３．その他

本株式併合は、第３号議案「定款一部変更の件（その１）」が承認可決されること、ならびに、平成29年６月22日開催予定の普通株主、第一種優先株主に係る各種類株主総会において、本株式併合に関する議案及び第３号議案「定款一部変更の件（その１）」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

第３号議案　定款一部変更の件（その１）

１．変更の理由

上場する企業である当行は、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一するとの全国証券取引所の取組みの趣旨を尊重し、普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に変更するとともに、第一種優先株式についても、その権利に変動が生じないようにするため、その単元株式数を100株に変更するものであります。また、第２号議案に係る本株式併合による普通株式及び第一種優先株式の発行済株式の総数の減少を勘案して、当行定款第６条に規定される普通株式及び第一種優先株式の発行可能種類株式総数を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、本株式併合の効力発生日である平成29年10月１日をもってその効力が発生するものとする附則を設けます。本附則は、平成29年10月１日をもって削除するものといたします。

また、本変更は、第２号議案「株式併合の件」が承認可決されること、ならびに、平成29年６月22日開催予定の普通株主、第一種優先株主に係る各種類株主総会において、第２号議案「株式併合の件」に関する議案及び本定款変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

２．変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。なお、変更条文のみを記載し、下線は変更部分であります。

現行定款・変更案対照表

現　行　定　款	変　更　案
第２章　株式	第２章　株式
（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）	（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）
第６条　当銀行の発行可能株式総数は3億株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は3億株、第一種優先株式の発行可能種類株式総数は3億株とする。	第６条　当銀行の発行可能株式総数は3千万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は3千万株、第一種優先株式の発行可能種類株式総数は3千万株とする。
第７条　省略	第７条　省略（現行どおり）
（単元株式数）	（単元株式数）
第８条　当銀行の単元株式数は、全ての種類の株式につき1,000株とする。	第８条　当銀行の単元株式数は、全ての種類の株式につき100株とする。

現　行　定　款	変　更　案
第９条～第12条　省略	第９条～第12条　省略（現行どおり）
（新　設）	附則 （効力発生日） 第１条　第６条及び第８条の変更は、平成29年10月１日をもって効力を生じるものとし、同日をもって本附則を削除する。

（注）上記定款６条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）の変更のうち、当行の発行可能株式総数の３億株から３千万株への変更につきましては、第２号議案が原案どおり承認可決された場合に、会社法182条第２項に基づき、本株式併合の効力発生日である平成29年10月１日に変更されたものとみなされるものであります。

第４号議案　定款一部変更の件（その２）

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、会社法の条文の項数が変更されましたので、現行定款第32条について所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。なお、変更条文のみ記載し、下線は変更部分であります。

現行定款・変更案対照表

現　行　定　款	変　更　案
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
第29条～第31条　省略	第29条～第31条　省略（現行どおり）
（補欠の監査役）	（補欠の監査役）
第32条　会社法第329条第２項に基づく補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	第32条　会社法第329条第３項に基づく補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
②　省略	②　省略（現行どおり）
第33条～第36条　省略	第33条～第36条　省略（現行どおり）

第５号議案　監査役２名選任の件

監査役４名のうち中野俊彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監視体制の強化・充実を図るため１名増員し、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式数
1	（新　人） 宮田　俊平（みやた　しゅんぺい） （昭和31年３月７日生）	平成20年11月　当行執行役員事務統括部長 平成22年６月　同　常務取締役事務統括部長 平成22年７月　同　常務取締役（現任） （融資部、市場金融部担当）	普通株式 22,000株
	＜監査役候補者とした理由＞ 平成22年に取締役就任以降、主に経営企画・リスク統括・事務統括・市場担当役員として経営に携わり、銀行業務に精通するとともに、財務・会計に関する適切な知見を有しております。 こうした経験・知見を活かし、当行の経営の監視や適切な助言をいただける人物と判断し、監査役候補者としました。		
2	（新　人） 齋藤淳夫（さいとう　あつお） （昭和30年４月11日生）	昭和55年４月　岩手県庁入庁 平成24年４月　同　沿岸広域振興局長 平成26年４月　同　政策地域部長 平成27年４月　同　企画理事 平成28年７月　地方独立行政法人岩手県工業技術センター理事長（現任）	普通株式 －株
	＜監査役候補者とした理由＞ 昭和55年に岩手県庁入庁以降、県職員として長年携わり、豊富な行政経験と幅広い知見を有しております。 こうした経験・知見を活かし、当行の経営の監視や適切な助言をいただける人物と判断し、監査役候補者としました。		

（注）１．各候補者と当行との間に特別な利害関係はありません。

２．齋藤淳夫氏は社外監査役候補者であります。

３．齋藤淳夫氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

４．齋藤淳夫氏は平成29年６月19日をもって地方独立行政法人岩手県工業技術センター理事長を退任予定であります。

以　上

種類株主総会参考書類

第１号議案　株式併合の件

株主総会参考書類36頁に記載の第２号議案「株式併合の件」の内容と同一であります。

第２号議案　定款一部変更の件

株主総会参考書類37頁に記載の第３号議案「定款一部変更の件（その１）」の内容と同一であります。

以　上

（ご参考）

株式併合及び単元株式数変更に関するＱ＆Ａ

Ｑ１．株式併合とはどのようなことですか。
Ａ１．株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。
今回当行では、普通株式及び第一種優先株式のいずれについても、10株を１株に併合いたします。

Ｑ２．単元株式数の変更とはどのようなことですか。
Ａ２．単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位を変更することです。これに伴い、当行の普通株式については、証券取引所での売買単位も変更されます。今回当行では、単元株式数及び証券取引所での売買単位を、1,000株から100株に変更いたします。

Ｑ３．株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。
Ａ３．全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。当行は、上場会社として、この趣旨を尊重し、当行の普通株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（５万円以上50万円未満）とするために、当行普通株式について10株を１株にする併合を行うことといたしました。また、あわせて、第一種優先株式についてもその権利に変動が生じないようにするため、普通株式と同様に単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株を１株に併合する株式併合を行うことといたしました。

Ｑ４．株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。
Ａ４．株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様がご所有の当行株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は株式併合前の10分の１になる一方で、１株あたりの純資産額は株式併合前の10倍になるからです。
また、株式併合後の１株あたりの株価についても、理論上は併合前の10倍になります。

Q５．受け取る配当金額はどうなりますか。

Ａ５．株主様が所有する当行株式数は株式併合により10分の１になりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（10株を１株に併合）を勘案して１株あたり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（１株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q６．所有株式数や議決権はどうなりますか。

Ａ６．株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年９月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の１を乗じた株式数（１株に満たない端数がある場合はこれを切捨てます。）となります。また、議決権数は株式併合後のご所有株式数100株につき１個となります。具体的には、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式
例１	5,000株	5個	500株	5個	なし
例２	1,049株	1個	104株	1個	0.9株
例３	848株	なし	84株	なし	0.8株
例４	1株	なし	なし	なし	0.1株

・例２、例３では単元未満株式（効力発生後において、例２は４株、例３は84株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買増し又は買取り制度がご利用できます。

・例２、例３、例４において発生する端数株式相当分（例２は0.9株、例３は0.8株、例４は0.1株）につきましては、一括して処分し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

・例４においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当行株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q７．１株未満の端数株式が生じないようにする方法はありますか。

Ａ７．株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し又は買取り制度をご利用いただくことにより、株式併合に伴い１株未満の端数株式が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当行株主名簿管理人にお問合わせください。

Q８．株式併合後でも単元未満株式が生じます。買取りをしてもらえますか。

Ａ８．株式併合後においても、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当行株主名簿管理人にお問合わせください。

Q９．株式併合や単元株式数の変更に伴い、株主は何か手続きをしなければならないのですか。

Ａ９．特に必要なお手続きはございません。

【お問合わせ先】

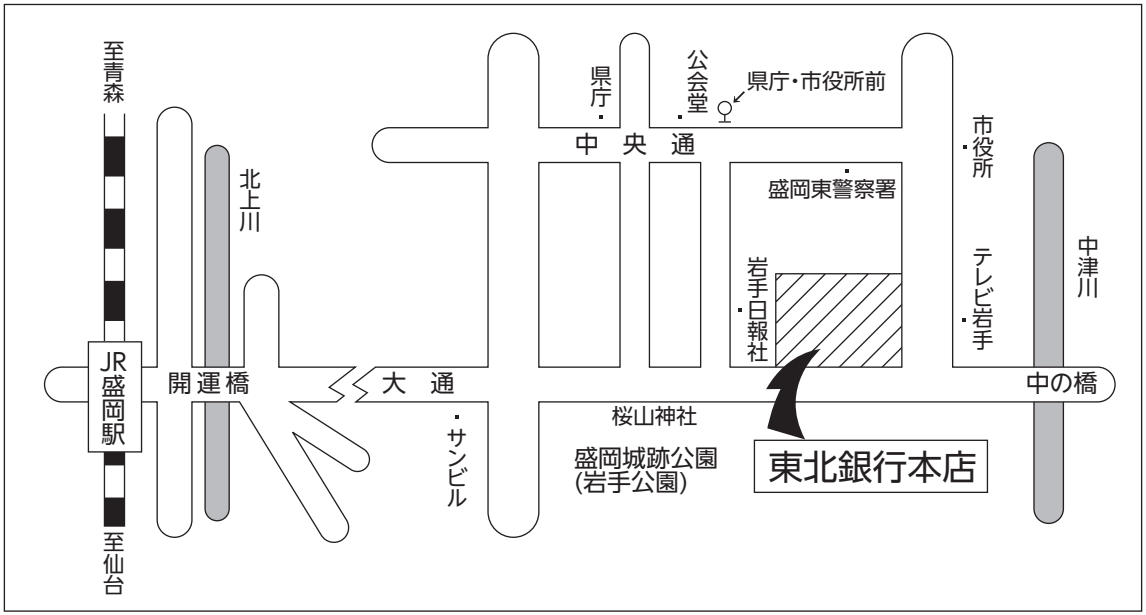
株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点は、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）までお問合せください。

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部
〒137－8081　東京都江東区東砂七丁目10番11号
℡　0120－232－711（通話料無料）
受付時間　平日9:00～17:00

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場　岩手県盛岡市内丸３番１号
東北銀行本店　４階ホール
電話（019）651－6161（代表）



交通　　◎ＪＲ盛岡駅前東口バス乗り場５番線又は６番線乗車
県庁・市役所前下車　徒歩３分

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。